飲食店への要請に係る 「認証店」の取扱いの変更について

現在の要請(R4年1月21日~2月13日)では、認証申請日から「認証店舗」としての営業を可能としていましたが、認証店に関する周知が進んだことから、要請の延長後(R4年2月14日~R4年●月●日)は、その取扱いを廃止し、<u>認証された日から「認証店舗」として取り扱うこととします</u>。

※「認証店舗」として選択可能な営業 5時から21時までの営業(酒類の提供は20時まで)

R4. 1. 21~R4. 2. 13	R4. 2. 14~R4. ●. ●
の要請	の要請
<u>認証申請日から</u> 「認証店舗」と しての営業が可能	認証申請した後、 <u>現地確認を経</u> て認証された日から「認証店 舗」として営業が可能

福祉 4

にいがた安心なお店応援プロジェクト (新型コロナウイルス感染防止対策認証制度) への申請を御検討中の皆様へ

- 申請後、認証されるまでのめやす
 - <まん延防止等重点措置の適用期間中> 申請書受理後、5日程度
 - <上記以外の通常の期間> 申請書受理後、<u>7日程度</u> (土日祝日を除く。)
 - ※ 速やかな認証のため、調査員による現地確認に御協力願います。

【認証に関するお問い合わせ先】

にいがた安心なお店応援プロジェクト事務局

電話番号:025-288-6681 ※土日祝日・年末年始を除く、平日午前10時~午後5時